平成２８年（フ）第５７号
北九州市八幡西区浅川２丁目７番30―302号
債務者　岡崎　孝嗣
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　破産債権の届出期間　平成28年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０号
仙台市太白区旗立３丁目１番８号、従前の住所仙台市太白区茂庭字人来田西74番地の８
債務者　針生　君子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
4　破産債権の届出期間　平成28年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字後沢63番地１
債務者　山寺　靖則
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　航平
4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
山梨県山梨市下栗原1138番地
債務者　芦澤　秀光
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
三重県津市八町１丁目３番２号
債務者　岸田ポンプ水道店こと　米田　三郎
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５号
三重県津市八町１丁目３番２号、前住所三重県津市一身田上津部田3015番地　アーツ山の手７―105
債務者　岸田ポンプ水道店こと　米田　克巳
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
愛媛県今治市桜井２丁目８番33号
債務者　三谷　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　破産債権の届出期間　平成28年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７３号
北九州市門司区大里東２丁目12番１―402号
債務者　有田　英之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸一
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　10―402
債務者　大塚　尊司
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　破産債権の届出期間　平成28年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿屋市新川町839番地
債務者　田脇　　学
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿屋市新川町839番地
債務者　田脇　夕香
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
札幌市豊平区旭町１丁目１番24―315号
債務者　太田　敏幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　良彰
4　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２号
名古屋市中区門前町６番17号、従前の住所名古屋市西区則武新町１丁目21番14号
債務者　宇佐美　悟
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
4　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
岡山県苫田郡鏡野町布原46番地18
債務者　水杉　清人
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘枝
4　破産債権の届出期間　平成28年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２５１号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目２番53号
債務者　町田佳代子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　誠
4　破産債権の届出期間　平成28年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月27日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部